

# 産業構造審議会知的財産分科会

## 第11回営業秘密の保護・活用に関する小委員会議事録

○諸永室長　それでは、定刻となりましたので、ただいまより産業構造審議会知的財産分科会営業秘密の保護・活用に関する小委員会の第11回会合を開催いたします。

　本日は、ご多忙の中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

　そして、まず、本日は、久貝先生、野口先生が遅れてのご参加というご連絡をいただいております。本日も欠席なのは宮島先生になります。そして、先日、鈴木委員がご異動になられまして、本委員会の委員を辞任されました。後任といたしまして、最高裁判所よりご推薦いただきました東京地方裁判所判事、矢口俊哉様に本日より委員をご就任いただきました。ありがとうございます。そして、オブザーバーとして知財事務局、法務省、警察庁にご出席いただいております。

　それでは、議事進行に関しまして、岡村座長、よろしく願いいたします。

○岡村委員長　はい、わかりました。まず、本日の配付資料の確認などを事務局からお願いしたく存じます。

○諸永室長　ありがとうございます。まず、本日の配付資料でございますが、議事次第が資料1、資料2として委員名簿、そして資料3-1、資料3-2という形で、ホームページのほうにはまだアップしておりませんが、本日3時にこちらのほうの資料をリリースさせていただきます。本日は投影のほうで対応させていただきたいと思っております。そして、資料4-1、資料4-2といった形でiPadのほうに入れさせていただきます。また、本日も傍聴の方々にはペーパーレスといったところで、資料のほうは電子媒体などでご覧いただければと思います。

　以上でございます。

○岡村委員長　ありがとうございました。

　それでは、本題のほうに移らせていただきたいと存じます。

　本日は、まず、「データ利活用促進に向けた企業における管理・契約等の実態調査」の結果につきまして、まず事務局から資料の説明をお願いしたく存じます。よろしく願いいたします。

○諸永室長　まず、プレスリリースを行いました資料3-2のほうをお願いいたします。これまで、こちらの議事の中でも、企業からのご意見であるとか、アンケートなどに基づ

いてといったご紹介をさせていただいたり、そして本文のほうには既に反映させていただいている部分がございますけれども、本日このような形でホームページにアップさせていただきました。こちらのほうの調査は、タイトルがございますとおり、データ利活用促進に向けた企業における管理・契約等の実態調査といった形で調査を行いました。

(パワーポイント)

概要でございますけれども、東証一部上場企業2,019社にアンケートを配付させていただきました。そして、回収が304社の方々にご協力いただきました。そして、今、実際にどのようなデータを使われているのか、そして、今回聞き方といたしまして、現状どのようなことをされているのかと、将来、どのようなことをしたいのか、望ましい姿というような形でお聞きいたしました。そして、そのアンケートにご回答いただいた企業、もしくはアンケートを設計するといったところでご協力いただく形でヒアリングもさせていただきました。こちらのほうは31社ご協力いただきまして、そのようなコメントなども報告書のほうには掲載しております。そして、本日はこちらの調査報告書の中から、この検討にまさに反映できるのではないかといったところをご紹介させていただきたいと思います。

(パワーポイント)

まず2ページ目でございますが、実際に社外から取得しているデータや社外にデータを提供しているのは、どのぐらいのことを企業の方はやられていますかといったところがございます。まず社外への提供に関してでございますが、42.7%の企業の方々から、現状においても提供しているよといったご回答。そして、今後といったところでは、61.5%の企業の方々から社外へデータを渡していくことが望ましいのではないかとといったご回答をいただきました。失礼いたしました。社外からデータの提供を受けるほうが、今ご説明したところがございます。

そして、逆に、自社の情報を社外へ提供するといったところに関しましては、まだ若干数字のほうが少ないところがございます。24.0%の企業の方々から、今現状において社外へ提供している。そして、将来は32.3%といったところで、外から得ている情報に比べれば決して多くありませんけれども、増えつつあるといったところがございます。

(パワーポイント)

また、こちらのほうの検討でも既にご紹介しておりますけれども、不正利用などに対してどのような法的措置が必要かといったアンケートに関しましては、69.1%の企業の方々から、損害賠償の明確化などの基準が必要というようなご回答をいただきました。そして、

罰金や懲役というような罰則強化を求める声といたしましては、66.0%の方々から必要ではないかといったご意見をいただきました。そして、差止請求など被害の最小化といったところで、60%の企業の方々から必要ではないかといったご意見をいただきました。

そして、法的というところのもう1つの選択肢として、データを不正取得されても、これは個人情報のようなものでございまして、アプローチが個人に行かないような措置が必要ではないかといったところで44.9%のご意見をいただきました。

このようなどころから、罰則の強化であるとか、損害賠償といったところでしっかり抑止力を高めることや、自社や顧客に対する被害の拡大を食い止めるというようなどころで、差し止めなどの声が大きかったというように分析をいたしました。

(パワーポイント)

そして、続いて制度的なところに対して、これはヒアリングの中での回答の部分でございまして、まず、他者が不正にデータなどを取得や利用した際の差し止めができるように法的な制度をいただきたいというのは、複数ご回答いただきました。

そして、その下の固まりとしても、不正利用されたときの賠償であるとか差し止めが可能となるような法的整備が必要といったところのご回答を、ともに製造業の方々からのコメントではございましたけれども、記載しているところでございます。

(パワーポイント)

5ページ目以降でございますけれども、こちらのほうはアンケートやヒアリングの中で、現状において、データの取得などをサプライチェーンのような中でどうしているのかといったところを、類型化してまとめさせていただきました。ご参考までにご報告いたします。

まず類型の1つ目としては、例えば産業機械のような形で、その企業が納めた機械などから出てくるデータを、その機械の次なる新商品の開発だとか改良に生かしているというような活用例が類型Aでございます。

(パワーポイント)

そして、類型のBでございますけれども、こちらは納めた商品から出てくるデータを、自社製品の改良だけではなくて、納入先の企業の例えばメンテナンスであるとかソリューションといった形で提供していると。こちらは、自社とともに納入先でデータを共有しているケースでございます。

(パワーポイント)

そして、類型のCでございます。こちらはサプライチェーンのようなどころで、ユーザ

一との接点が必ずしも部品などをつくっている企業がないようなケースにおいて、それはユーザーとの接点がある企業がデータを取得して、お客さんというよりも、部品などを納めてくれた企業とデータを共有して、また新商品開発などに生かしていますというような類型でございます。

(パワーポイント)

そして、類型のDでございます。こちらはまさに今回ご議論いただいているようなところに近い部分でございますけれども、各社がデータなどを持ち寄って、それを参加者同士で共有するというような形、そして、一部を公開しているというようなご意見もいただいているところでございます。

(パワーポイント)

最後、類型のEでございますけれども、こちらはプラットフォームと呼ばれるような方々かもしれませんが、例えば車とか通信、電話、そしてテレビの視聴、気象データみたいなところは、データを既にお仕事として集める、もしくはほかの人から買ってくるようなところがあって、それを匿名加工などを施した上で、さまざまな方々に提供しているケース。こんなところもあるというようなご意見や類型をいただきました。

というような形で、今ご紹介したようなところを、もう既にホームページに上がっているぐらいのタイミングかと思えますけれども、本日3時にリリースさせていただきました。

そして、今ご紹介した部分に関しましては、この後の議論になります資料4-2の本文のほうにも既に図表も入れさせていただくような形で反映させていただいておりますので、傍聴の方々の手元にもその部分の該当箇所は既に配付している形になっております。

そして、公表している資料自身は、その他、アンケートなども含めて全文を公表させていただきますので、ぜひご参考いただければと思います。

私からは以上でございます。

○岡村委員長　ありがとうございます。それでは、議論のほうは後で行うこととして、まずは、只今のご説明につきまして事実確認などがございましたら、いつものとおり、名札を縦にさせていただいて、ご発言の意志をお示しいただければと存じます。いかがでしょうか。

では、今のところは特にご意見はないようですので、また後で議論の時間もございます。まずは議事を進行しまして、それで、思い出されたこと、ご質問なども含めまして、必要に応じて後でお願いできたらと存じます。

次の議題に移らせていただいでよろしいでしょうか。次の議題は、第四次産業革命を視野に入れた不正競争防止法に関する検討中間とりまとめ（案）についてでございます。まずは事務局から資料の説明をお願いしたく存じます。

○諸永室長　ありがとうございます。まず、冒頭に、委員の方々、前回3月29日から今回までの間に本文のほうの確認であるとか、実際にご意見という形で既に事務局のほうにいただいております、まことにありがとうございます。さらに、協力いただいたところの反映なども今日ご確認させていただきたいと思っておりますけれども、委員の方々のお手元にお配りしている、もしくはiPadに入っているものに関しては、前回からの修正箇所印がついております。そして、傍聴の方々のところはそれを反映させたものになっておりますけれども、今日こちらに映すものはそのハイライトをつけたものを示させていただくような形で進めていきたいと思っております。

それでは、お手元の資料の4-2に基づいて、前回からの修正箇所などを中心にご説明させていただきたいと思っております。

お手元の資料でございますけれども、まず、6ページ目をご覧ください。データの保護で、どのようなものを対象とするのか、追加の意見といったところでご議論いただきました。6ページ目の真ん中より上の部分でございますけれども、投資がどんどん増えていくといったところに関してご意見をいただきました。ただ、現行法令下において保護が不十分という理由で、投資を躊躇することが起こっては困るといったところ。そして、さらに、当事者間の契約に委ねられる部分が多いが、契約内容に関しては当事者の力関係に左右されることもあるというようなコメントをいただきました。そして、その部分に関して注釈、こちらのほうもコメントをいただきましたので、追加いたしました。その注釈の1で、独禁法などにおいても規制される場合もあるというようなコメントを付させていただきました。

続いて、6ページ目の下の部分でございますけれども、高度な管理手段を設定せずにホームページなどに掲示するといったことに関しては、めぐって7ページ目でございますけれども、法的に保護される利益を放棄したのではないかというようなご意見なども付させていただきました。

そして、その下、投資の有無については有用性の評価に考慮される可能性もあるといったご意見などをいただきました。

そして、その下でございますけれども、民法の特則といった形で差止請求権など保護す

べき高度の違法性が認められるものといった限定をかけながらといったご意見をいただきました。

また、データを取得した者が無用な嫌疑をかけられることなくといったところのご意見もいただきましたので、そのことも加筆させていただきました。

そして、7ページ目の下、企業等における意見といったところで追記させていただいた部分でございます。こちらのほうも、この場でも何度もご意見いただいていますけれども、単なる契約違反に該当するような行為が規制対象とならないようにといったところの慎重な議論が必要ではないかといったところ。

そして、もう1つ、課金を支払った者のみにアクセスを認めるといった類型をこちらでも示させていただいておりますけれども、そんなところは料金の債権的な請求で足りるのではないかといったご意見などもいただきました。

そして、データベースの第三者提供行為といったところに関してもご意見をいただきました。

そして、最後のポツでございますけれども、一方で、正当なデータ取得の場合であっても、その後の使用・提供行為が業務上横領に該当するような行為に対しては、規制する必要があるのではないかといったご意見もいただきました。

そして、8ページ目の頭の部分でございますけれども、こちらのほうの議論でも海外との比較といったご意見をいただいておりますけれども、諸外国の後追いになることを避けるため、我が国がイニシアティブをとって制度を設計し、国際調和をリードしていくという観点も重要ではないかといったご意見もいただきましたので、加筆させていただきました。

8ページ目の下半分、そして、その次の9ページ目、10ページ目が、今日、先ほど資料3-1、3-2でご報告した内容を転記しております。

そして、13ページまで飛んでください。13ページに関しましても、真ん中の適切なニーズを踏まえたといったところで、さまざまなニーズといった中に、この調査のことも書かせていただきました。

そして、その下、データ利活用を阻害しない制度の構築で、こちらのほうもまさに皆様からこの場でもいただいているご意見をしっかり文章に書かせていただきました。データに関する取引慣行を考慮した上で、要件を明確化した上での制度の構築が必要であるというように、今後どのような形で検討を進めていくのかといった要素を入れさせていただきました。

そして、その下、結果として我が国企業の事業活動が過度に制約されないよう配慮が必要であるとともに、一方でといった形で、諸外国の後追いにならないように、我が国がリードしていくといった観点も書かせていただきました。

続いて、15ページ目、16ページ目をご覧ください。こちらのほうは、もともと知財事務局の検討をご紹介するような形で、枠囲みの部分に書かせていただきつつ、文章としては少なかったのですが、こちらの議論に関係する部分を議事録などから参照するような形で加筆いたしましたので、15ページ、16ページ目の全文を網かけさせていただいているところでございます。

続いて、17ページ目をご覧ください。こちらが、まさに委員の方々から多くご意見をいただいた部分でございます。

基本的な方向性に関して、まず1つ目の、このページの真ん中の部分でございますけれども、既存の著作権であるとか不競法が及ばないデータの保護に関して検討すべきというようなことで、知財事務局からいただいた報告書の引用などをこちらに差し込むような形のご意見をいただきました。

そして、17ページの下半分に関しましても、知財事務局の報告などからこちらの議論に関係する部分を引用するような形で、特に悪意の行為を類型化できるものについて、保護の必要性和許容性を考えた立法を行うことが現実的との指摘も踏まえつつという形で、引用させていただきました。

そして、括弧の中として、価値あるデータの保有者及び利用者が、安心してデータを提供しかつ利用できる公正な競争秩序を確保するため、新たな不正競争行為の対象となるデータや行為について、先端ビジネスや事業に及ぼす影響に留意しつつ、産業の実態を踏まえ、具体的に検討を進めることが適当であるとの方向性が示されたというように、こちらの会議への宿題というような形で出ているものに関して、明記させていただきました。

18ページ目でございますけれども、こちらは、もともと「不正な手段」と書いていた表現から、「悪質性の高い取得」についてというように、今回から書きかえております。というのも、営業秘密の議論に引きずられないようにといったところで、特に悪質性の高いという表現をこちらの検討会の資料として反映させていただきました。

そして、その中で、この18ページ目の上半分でございますけれども、「また」以降で、このように悪質性の高い取得行為に規制対象を限定することで、意図せずに取得した行為については規制されないものと考えられると。こちらも何人かの先生方から意見をいただ

きましたので、明記させていただきました。

そして、特に以下の事例に代表されるというところで、窃取、詐欺、脅迫、横領、不正アクセスなどのような「悪質性の高い」行為の特定についてといったところから、文章を書かせていただきました。

そして、「なお」という形で文章を書かせていただきましたが、一章の3. 3、トレーサビリティに関する今後の対応、そして二章における技術的制限手段の議論と、この一章における議論は関連づけて今後検討していくといったところをこちらにも記載させていただきました。これは、今後、不正な悪質性の高い取得行為とはどんな行為かといったところを、技術的制限手段などとともに議論を関連づけていくといったところを記載している部分でございます。

そして、18ページ目は、この事例のところにご意見をいただきましたので、修正いたしております。

そして、18ページ目の一番下の部分に、今回、方向性と示す部分に関して、具体的な方向性については、結論づけられたものではなく、今後議論の際の検討課題として示したものであるといった、この場にいらっしゃる方々はこのような認識をいただいていると思いますが、外に出ていく文書なので、こちらを明記いたしました。

19ページ目をごらんください。こちらの大きな部分は、19ページ上半分の括弧の下の、「なお」から始まりまして、より具体的な要件の検討を深めることが適当といったことで、今後、どういう議論をしていくのかを示させていただきました。

そして、その他の規制すべき行為についての中に、文言として、規制の可否についてという形で、「可否」という言葉を明記させていただきました。そして、その下の「データ提供者の意に反し」といったところも追記させていただきました。

そして、その下に、データ提供者の意に反しといったところの説明といたしまして、なお、上記における「データ提供者の意に反し」といったことで説明を書かせていただきました。そして、さらに、不正にデータを取得した者からデータの提供を受ける二次取得以降、転得者と呼ばれる部分に関しても、こちらに書かせていただきました。そして、事情を知って、もしくは重大な過失により知らないで、当該データを使用、提供する行為は規制対象とすることが考えられるというような形で、こちらのほうに明文化させていただきました。

続いて20ページ目でございます。データの管理性も、この場でもご議論いただきましたけれども、「また」以降、追記いたしました。保護を与えるためには、一定の自助努力が必要であり、そのためにも、例えば下記の事例のように、一定以上の技術水準の保護を施していることを要件とすることも考えられるといった形で、やはり何でもかんでもではなくて、ある程度の要件を満たしているもの、そして、それが技術的な保護を施しているものといったところを明記させていただきました。

続きまして、21ページ目でございます。21ページの一番上の部分でございますけれども、民法の損害賠償などを認めた翼システムの事例を追記させていただきつつ、新たに不正競争行為として差しとめ請求権により保護すべきデータの不正利用等の検討に当たってはと、どんな検討をするかといったところをしっかりと書かせていただきました。

そして、21ページ目の下の四角の中に、「まずは、電子データを念頭において検討する」と、もともとここは、紙ではなくと書いていたのですが、まずは電子データという形で書かせていただきました。

そして、22ページ目、救済措置の部分に、これは完全な誤記も含めてでございますけれども、「慎重に」といったところは、もとは「引き続き検討」だったのでございますけれども、慎重にという形で、一旦民事のほうを先に検討していくといったところを明記させていただきました。

そして、後半まで飛んで、26ページ目以降でございますけれども、議論といたしましては、先々回ご紹介いたしました営業秘密の管理に関連する部分でございます。

27ページ目の営業秘密に関してといった部分でございますけれども、公知データを利用している場合には、当該学習用データを保護する必要性は薄いと考えられるというようなコメントをいただきましたので、そちらのほうも記載させていただきました。

そして、29ページ目以降は、トレーサビリティに関する部分でのご意見でございます。具体的には30ページ目でございますけれども、まず、著作権における著作物との比較といった形で、管理情報を除去等したことにより、直ちに権利を有するものの利用が阻害され、または侵害が助長されるという推定は必ずしも働かないため、単に著作物についての権利管理情報の規制をコピーすることは妥当ではない。

さらに、権限を有する者との合意に基づき管理情報に変更等を施した上でデータを提供するような場合については規制されないようにするなど、データの利活用を阻害したり萎縮したりすることのないような配慮が必要であるというような、この場でもいただいたご

意見とともに、先生方からご意見もいただきましたので、明記いたしました。

その下の30ページの真ん中の部分の最後のポツを足させていただきました。ニーズの判断においては、データの利活用に伴うトレーサビリティの利用にまずは限定して議論すべきといったところを書かせていただきました。

そして、31ページ目でございます。こちらも議論を進めていく上で、優先順位でございますけれども、管理情報を除去・改変等する場合に限定するというように、どこから議論を進めていくかといったところを書かせていただきました。

そして、その他、追加した部分でございますけれども、今後の対応の規制する行為といったところで、図利加害目的を追記いたしました。

続いて、技術的制限手段の内容でございますけれども、33ページ目をお願いいたします。どのような技術的制限手段を施しながら、データなどのやりとりを進めていますかといったところを、委員の方々にご意見いただきながら、実際の事例を書かせていただきました。こちらは以前も、どのようなデータを保護してほしいですかの事例があった部分かもしれませんが、製品といったところが専用ソフトでないとみられないデータフォーマットで提供しているようなデータの渡し方という制限の仕方、そして、インターネットの通信を利用する際に、通信自体も暗号がかかっているというところや、電子証明書などを利用しながらデータのやりとりをしているといったところ。あともう1つは、記録媒体自身にデータを保存してというようなケースも現状では行われていて、ただ一方で、実際、企業の方々がやりたいといったところは、もっと暗号をしっかりとかけながら、相手方にもそのソフトを入れながらといったところを望んではある、検討しているというご意見をいただいたところなので、そちらを記載させていただきました。

続いて、36ページ目をお願いいたします。36ページ目の上の部分でございますけれども、これは先ほど議論を進めていく上で、技術的制限手段の無効化と、先ほどの悪質性の高い行為の検討を進めるに当たっては、一緒に議論していくといったところを書かせていただいた部分でございます。

続いて、技術的制限手段の明確化の部分に関してでございます。38ページ目以降でございますが、こちらは書式だけの変更でございます。今まで本文で書いていた部分を、参考という形で細いフォントに変えさせていただいたのが38、39ページでございます。

最後、技術的制限手段の無効化に関連するサービスの部分でございます。44ページ目をお願いいたします。

こちら、もともと情報提供サービスと呼んでいた部分でございますが、情報提供は表現の自由の議論もあるので慎重にと書いていた部分でございますけれども、単なる情報提供だけではなくて、悪質性の高い行為と一緒にしているようなものは、今後もこの場でしっかりと検討してほしいというご意見をいただきましたので、ただし書きのようなところを足させていただきます。悪質な行為を伴う技術的制限手段を無効化する方法を教えるサービスについては、必要に応じ検討するというような形で書かせていただきました。

そして、立証責任の転換の部分でございますけれども、48ページ目、こちらのほうは文言の修正も含めてでございますけれども、「化学分析方法」となっていたのを、分析と検査が一体となっているといったご意見もいただきましたので、「分析／検査」と具体的な書きぶりを変えさせていただきました。

そして、50ページ目に関しては、より具体的にといったところで記載を追記しております。

まず50ページ目の⑤の後半部分でございますが、当該技術の不正取得を行ったが、使用していないとの主張が認められると、損害賠償額は取得に関しての損害額にとどまり、また、差しとめに関しては当該技術に係る情報は全て破棄したとの被告側の主張が認められると、措置としては十分とはいえないというようなご意見をいただきました。

そして、その下、対象範囲に関しても追記いたしました。化学分析で得られたデータを解析することによって導き出されたアルゴリズム自体にも優位性があるので、「分析方法」の意味合いとしてアルゴリズムあるいは、それをを用いた評価方法が対象となるような規定ぶりとしてほしいという、ご意見という形で反映させていただきました。

最後、51ページの上の部分でございますけれども、こちらは今後の検討といったところで、その他技術上の秘密を使用したことが明らかな行為といった要件がある以上、推定される行為との関連性が明確な範囲に対象範囲を特定すべきというようなご意見をいただきました。

そして、その下のポツでございますけれども、画像分析とはといったところで、画像分析方法を用いて何らかの具体的なアウトプットが出るなど、物の生産に近いレベルの絞り込みが必要といったご意見を書かせていただきました。

そして、最後の部分で、54ページ目に、これまで第7回、8回、9回、10回という形で外部のゲストプレゼンターの方々にご説明いただきました部分を記載させていただいたといったところの変更でございます。

私から、ちょっと駆け足でございましたけれども、前回からの変更箇所、反映させていただきました部分をご紹介しますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○岡村委員長 大変ありがとうございました。それでは、残りの時間で、今のご説明に関する質疑と意見交換を行いたいと存じます。今回も、各論点ごとに時間を区切るというようなやり方ではなく、どの点からでも結構でございますので、資料についてのご発言を願いたいと存じますが、ご発言の際には資料番号とページ数をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

では、相澤先生、よろしくお祈いします。

○相澤委員 全体として、調和をとっていただいた報告書になっていると思います。保護対象のデータの性質（21ページ）で、保護すべきデータとして、データ自体が単体であるか、集合体であるかを問わず、保護対象とするとされています。このところは検討ではなくて言い切りになっているわけですが、今日、調査で出た例も含めて、今まで出していた資料では、保護すべき価値があるものとされているのが、データの集合体と理解されます。したがって、この点についてはもう少し検討の必要があると思います。

○岡村委員長 ありがとうございます。今の点に関連してのご意見などはございませうでしょうか。では、野口委員。

○野口委員 ありがとうございます。私も今の点は相澤委員のご意見と同じでございます。というのは、この客体なのですけれども、今、客体の要件としては管理性がもちろんありますけれども、管理のほかにデータの性質という意味でいいますと、投資有用性のほかに、この単体か集合体かというものがあるのですが、この点は裁判所からいらっしやっています矢口判事からぜひご意見をお伺いしたいところではあるのですけれども、私の理解ですと、例えば有用であるかどうかというのは、裁判所がこれは有用だ、有用でないというのはなかなかいいづらいですし、投資というのがどの程度の要件なのかということもあつたのですけれども、やはり、このデータは有用ではないので保護対象ではないとか、大した労力がかかっていないから保護対象ではないというのはなかなかいいにくいということも考えますと、そこにさらにデータが単体で保護されるということまで入ってしまうと、非常に保護対象が広がってしまつて、何でもかんでもになってしまうのではないかと懸念が若干ございまして、そういう意味で、相澤委員がご指摘のとおり、私もまずデータの集合体から始めてはどうかなと思つております。

以上です。

○岡村委員長 大水委員のほうからも上がっておりますので、今の件ですね。

○大水委員 はい。

○岡村委員長 では、よろしくお願いします。

○大水委員 先ほどの有用というところが私もどのように考えたらいいのかなというのをちょっと思っている点がございまして、例えばあるデータを比較的目的もなく集めるパターンもあるかと思うのですけれども、それを他社が同じようなデータを利用して何らかの成果を出す。そうすると、最初は有用でないと思っていたデータが、有用性というものが後々になってついてくるといような状況もあります。それは時点によって、もともと価値がないと思って集めたデータが使えるぞということがわかってくる。そうすると、有用性というのはどの段階で判断するのかというようなところも、普通の営業秘密とは若干違った視点で議論しなければいけないところがあるのかなと思っておりまして、それをちょっとポイントアウトさせていただきたいと思いました。

○岡村委員長 ありがとうございます。今の大水委員のご発言のご趣旨というのは、要は、有用性の要件自体がおかしいという意味ではなく、通常の営業秘密とどのように一緒に、どのように違うのかということをもう少し掘り下げて、今後検討したほうがいいのではないかというご示唆と理解してよろしいでしょうか。

○大水委員 はい、結構でございます。

○岡村委員長 ありがとうございます。野口委員からいただいた点についてですけれども、要は、集合物かどうかで区別するのも1つの手ではないかというご趣旨でありましたが、例えばどれぐらいの量があれば集合物になるのかとか、あるいは集合物の一部が例えば取り出されたような場合、これはご存じのとおり、個人情報保護法制などでも問題になっておりますけれども、その点についての具体的なお考えはございますでしょうか。

○野口委員 すみません、まだそこまで私も詰めて考えているわけではないのですけれども、引き続きこの点の議論を進めていくということで、むしろ、現在の書きぶりが、そこはもう決まったものとして断定的に書いてあるようにも拝見いたしましたので、もちろん脚注の5か何かがございまして、書きぶりにかかわらず、引き続き検討する趣旨だということであるとは思っておりますけれども、そこは私自身ももう少し考えたいと思います。すみません。

○岡村委員長 矢口委員に野口委員からの質問という形でして、大変恐縮でございます

が、今回変わられて、急にということでも申し訳ございませんけれども、もし何かコメントがございましたらで結構でございますので。

○矢口委員 保護されるデータがどういうものか、まだイメージがつかめていないものですから、なかなか難しいのですけれども、恐らく、データが単体であるよりも、集合物であるほうが要保護性が高いということまではいえるのかなとは考えておりますが、ただ、単体だから保護されないとかそういうものでもなく、仮にそれ自体が保護すべきものであれば、単体であっても保護すべきものがあり得るのかなとは思いました。

感想ですけれども、以上です。

○岡村委員長 ありがとうございます。今の点に関連して、ほかの委員の皆様、ご意見ございますでしょうか。では、林委員、よろしくお願いいたします。

○林委員 ありがとうございます。18ページからの「制度面での方向性（各論）」は、脚注5にあるように、今後の議論による検討課題としてのアイテム出しと理解しております。したがって、(i)の「規制すべき行為」の、悪質性の高い取得行為について、今後どのような行為がこの悪質性の高い行為に当たるかについて検討するということを基本に私は考えておまして、それを検討する際に、20ページからの(ii)の「保護対象」の話もその要素として出てくると。そういう整理にすれば、営業秘密のときとは違う切り口で議論するというように視点を変えたという前提なのですけれども、そのように考える限度においては、この現在の21ページでの「データの有用性」とか「データの性質」というところの性質として、ここに書いてあることに特におかしなところはないのかなと思っております。

これがそうではなくて、営業秘密と同じように有用性要件とか保護対象はこれだという絶対的なメルクマールとして議論するのであれば、いろいろ問題があるかと思うのですが、そうではないという前提で理解しております。

○岡村委員長 ありがとうございます。ほかの委員の方々はご意見ありますでしょうか。先ほど野口委員がおっしゃった点は、最後、林委員のおっしゃっていることに野口委員もうなずいておられましたので、恐らく林委員と同じご趣旨だという理解かなと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

○野口委員 悪質性が高いという、もともと行為規制ということであって、何かデータ自体に客観的な権利を与える方向性ではないという理解ですので、そういう意味で、そのような形で、行為に客体をどう結びつけるのかというのがいま一つイメージがわからないと

ころもまだあるのですけれども、引き続き検討していくという中では了解いたしました。ありがとうございます。

○岡村委員長　ありがとうございます。他の論点でも結構でございます。では、大水委員、よろしくお願いいたします。

○大水委員　27ページのところです。26ページの最後からの、営業秘密での非公知性のところの議論の中で、27ページ目の2つ目のポチのところで、学習用データとして、公知のデータを利用している場合に、当該学習用データを保護する必要性は薄いと考えられると書かれているのですけれども、個々のデータ自身が公知であるからといって、集合体として果たして営業秘密性がないのかあるのかというところについては、学習用データセットをつくる時の切り取り方というのは、ある意味では非常に重要な営業秘密資産的なものとなり得るといえる考え方もありますので、こういう意見もあるけれども、そうではない意見もあるという形でとりまとめをいただければと思います。

○岡村委員長　では、具体的な書きぶりとしては、今日が一応中締めになりますので、例えばどのような書き方というのがよろしいのでしょうか。

○大水委員　正確な文言ではないですが、ただし、その公知のデータの選択の仕方によっては、営業秘密性というか、非公知性というところの要件を満たし得る可能性もあるとか、そういった形の表現がもし。そういうのがあるかないかを今後検討していくという形になるかと思いますが。

○岡村委員長　今の点について、ほかの委員の方々は何かご意見ございますでしょうか。野口委員は今の点ではないのですね。特にございませんでしょうか。

恐らく、私が推測するに、この「必要性は薄い」という中に、「必要性はない」ではなく「薄い」と書いておられるところに、全否定という意味ではなくて、ケース・バイ・ケースであり得るのだけれども、一般的な傾向としては、薄いのではないかという意味でお書きなのかなと思った次第なのですが。

○大水委員　ちょっと個社のお話をさせていただくと非常に申しわけないのですけれども、弊社のような場合には、実は、学習用データセットをつくる際に、大量のデータを読み込ませるのは非効率だということで、ある程度セレクトィブに選ぶところがノウハウが詰まったものになっていくというのが現時点での状況ではございますので、そういったところもちょっと勘案いただければなと思っております。

○岡村委員長　では、今の点以外でもご発言がありましたら。相澤委員、よろしくお願

いします。

○相澤委員　今の点を含めて、全体の書きぶりにも関係するわけですが、（企業ヒアリング等における意見）という部分については、こういう意見があったという理解であれば、今の大水委員のご指摘についても反映する方向で良いのではないかと思います。文案は最終的には委員長にお任せしたいと思いますが。

○岡村委員長　相澤委員のご意見のご趣旨、理解いたしました。それでは、ほかの論点でも結構でございます。では、野口委員、お願いします。

○野口委員　19ページ及び36ページなのですけれども、技術的制限手段を無効化した後で取得したデータの利用ですとか、今これは技術的制限手段のところはまだ規制をされていなくて、そこを検討するということと、そこに関連して、恐らくこの19ページのその他の規制すべき行為についてのところで、悪質性の高い行為に基づいて取得したデータの使用、提供等について、可否について検討するというところで、いずれもこれから検討するのだということは十分理解した上でのコメントなのですけれども、特に36ページのところでは、もともと技術的制限手段の規制を導入したときに、この利用行為についてはコンシューマ、例えばマジコンとかのものを買って利用する、末端のユーザーの行為までが全部入ってしまったら問題だということ、もともと不正競争防止法がB to Bの事業者規制法だということ、ここを外したと私は理解しているので、そういう個人の行為までが全て入るような行為規制を入れてしまっただけでちょっと広過ぎるのではないかという発言を以前の委員会でもさせていただいたと思うのですけれども、もし可能でしたら、そういう個人の消費者の行為のようなものまでが全て含まれることのないようにというのか、その点にも留意してというのか、その点を明記していただいたほうがよろしいのかなということ、それをコメントとしてさせていただきたいなと思っております。

そちらが36ページのほうのコメントなのですけれども、19ページのほうは、先ほどのデータの保護対象の議論ともちょっと関連をするのですが、例えば営業秘密では、取得をした後に、その取得したものを使用する行為についても当然規制はされていると思うのですけれども、それはもともと秘密であって、不正にとらなければ、ほかにどうやっても入手しようのないものであるから、それを使用し続けることも当然違法であるという推定が働くと思うのですけれども、今回の場合には、対象は比較的広くて、取得行為に規制するのだとすると、すごく悪質性の高い行為をして取得してみたのだけれども、取得した内容は実はオープンデータで、誰でも入手できるようなものだったという落ちも十分あり得ると

思いますので、そういう中身の余り価値がないものについて、取得をしたときの取得方法がすごく違法であったから、その後の使用も当然違法だというような形だと、ちょっと広過ぎるのではないかなという印象をもっておりまして、そこは保護対象も加味して考えることが必要だというようなもしコメントを加えていただければ、大変幸いです。

○岡村委員長　ありがとうございます。今の点に関連して、ほかの委員の方々、ご意見はございますでしょうか。

では、これはまた事務局で検討していただくということで最終的に……はい。

○相澤委員　個人の規制については私も野口委員と同意見で、営業にかかわらない個人の行為の規制については十分ご留意をいただいたほうがいいと思います。

○岡村委員長　わかりました。では、それについてはご意見としての記載を事務局のほうで検討していただくということで進めさせていただきたいと思います。

ほかの論点は何かございますでしょうか。では、大水委員。

○大水委員　1つ確認をさせていただきたいところなのですが、21ページのデータの性質のところでございまして、方向性の中の2つ目のビュレットポイントで、「まずは、電子データを念頭において検討する」と書かれておりまして、この後に続くものとしては、電子データを電子データとして解析をすとか、そういったことまで含めて想定しているのか。そういう前提で何となく考えてきたわけなのですけれども、電子データ、例えばウェブサイトのデータ自体も全部電子データで、それを目でみて分析するというようなことも当然あり得るわけなのですけれども、これはその後に電子的な処理をするということなのか、それともそういうのをみてしまうということまでも包含するようなことを議論するのか、皆さんどうお考えなのかなというのを確認させていただきたいと思いました。

○岡村委員長　今の大水委員のご発言について、ほかの委員の方々はいかがでしょうか。では、相澤委員、お願いします。

○相澤委員　そういう前提で議論していたと理解はしています。

○岡村委員長　大水委員、今の相澤委員のご発言に関して何かございますか。

○大水委員　私もそうなのですけれども、これだと、データだけが電子的データという形になっていまして、その後、何をするかはどこにも出てこないものですから、皆さんの暗黙の了解を確認したかったということでございしますが、事務局の方はいかがでしょうか。

○諸永室長　ほかの部分はまとめてお答えしますが、この部分に関して今、確認

といったところなので。まさに今おっしゃられているとおり、悪質な行為をどう定めていくのかといったところの、ただ何でもかんでも、客体みたいなところも議論といったところではありますので、まずは電子データを念頭にという書きぶりでございます。

一方で、今ご発言いただいた、単に目でみるだけみたいところをどうするかというのは、多分、プロテクトとかがかかっていないという前提ではあるので、しかも、それが悪質な行為に当たるかというところはまた別だと思っておりますので、多分この議論では、目でみるだけというのは対象としては想定されていないのかなといったところでございます。

○岡村委員長　では、久留様お願いいたします。

○久留様（長澤委員代理）　長澤の代理で久留と申します。今の話について、印象として、データが電子的に処理されるとか使われていくことは考慮すべきだと思うのですけれども、客体としてのデータが紙であった場合でも、今どき、例えばOCRですぐ電子化できてしまったりするわけなので、対象のところを紙とか電子というよりは、とられてしまった後、電子的に使われるということは想定すべきだと思うのですけれども、もともとのデータのありようが電子か紙かということは余り区別すべきではないのではないかなと思いました。

○岡村委員長　今のご意見は電子データに限定してなくてもいいのではないかというご趣旨ですので、そこも両論あったということになろうかと存じます。

ほかに、まだご発言いただいていない方も、とりあえず中間での締めという形になりますので、できれば、お一言ずつでも結構でございますので、いただけたらと存じますけれども、できるだけ多くの方に、一応最後ですので。高山委員、何かございますでしょうか。

○高山委員　では、今、直前のご発言のありました21ページの下のところの、データの性質、方向性というところの2点について申し上げたいと思います。

まず、単体、集合物であることを問わずに保護対象とするという点につきましては、もちろんたくさん情報が集積しているほうが価値が高いことが多かろうとは存じますけれども、例えば個人のゲノム情報のように、1つなのだけれども、非常にたくさん内容が含まれていて、そして利用の可能性も大きいものが今後出てくる、現に出ているのですけれども、問題となってくる余地もあるので、一応単体でも保護を広げていくことを念頭に置いていたほうがいいかなとは思っています。

それから、電子データか紙媒体かということにつきましては、前の回でも発言しましたがけれども、紙に載っているものについては既に刑法の財産犯などでも一部保護されている

ところがございますので、本検討が第四次産業革命における利活用を念頭に置いて行われているものであるということだと、この表現が適切ではないかなと思いました。

それから、ほかのいろいろな点につきましても、表現を非常にご尽力いただいて工夫していただいているなと思うところばかりでございまして、本当にありがとうございました。

○岡村委員長　ありがとうございます。末吉委員、何かございますでしょうか。

○末吉委員　ありがとうございます。こうやってまとめてみると、データの保護って結構難しいのですね。それをもう一回リマインドして頂きました。皆さんの議論を聞いていても、この報告書を読んでも、そういう感じがしました。

どういうところが難しいかという、営業秘密だと、営業秘密側の要件を厳しく決めておいて、そうすると何か安定した財産権としての側面をもってくるわけですけれども、営業秘密ではないのだというところからスタートすると、データ側で何か要件を設定しようと思っても、まだ茫漠としている。もしかすると、あるいはデータによっては、全体の報告書の中にもございますけれども、総体的に考えるのでしょうか。データがどういう類のデータなのかということと、すごく悪い行為ということと、組み合わせて総合評価していくと、一定の要件でまたデータの保護が総体的に考えられるという局面もある。今、それがまだ1つの方向性が示されているところなので、整理しきれていないところが難しいところなのかなと。

ただ、私は、この全体の方向性としては、ご指摘いただいているとおり、こういうことを考えていくのだぞという論点出しとしては要領よくとりまとめられていると考えております。

以上でございます。

○岡村委員長　ありがとうございます。久貝委員、何かもし一言ございましたら。

○久貝委員　済みません、前はちょっと欠席で申し訳ございませんでした。前々回と今回との議論を比較しますと、当初の話よりは少し議論が広がっているような印象もありまして、どういう方向にこれが行くのかなと。あと1年あると思うのですがけれども、それがまだちょっと十分みえないなという印象をもっております。

それからあと、ここいろいろな例の中に、工場内のいろいろなデータを、生のデータは別にしましても、それをある程度集約したり加工したりすることで価値が出てくるといふときに、サプライチェーンの中に中小企業がいっぱいおりますし、それが親からの指示でそういうデータの保護という話になったときに、今の体制でそれに十分対応できるかど

うかという懸念がございますし、また、それがコスト面できいてくるということになりますと、これもなかなかつらい面があるかなという感じがいたしております。

いずれにしましても、もう少し我々のほうも実態を中小企業からいろいろ聞いてみたいと思います。

○岡村委員長 貴重なご意見ありがとうございました。あと、池村委員、上げていただいていますので。

○池村委員 ありがとうございます。実は、先週の14日に私の属している経団連の知的財産委員会の企画部会に諸永室長にお越しいただきまして、意見交換の場を設けていただきました。産業界から20社ほどの委員が参加されました。

全体的には、まだこの場で論議されているようなところまで思い至っていないところが多いという中で、余り権利範囲を広げてもらうようなことは困る、という意見が出る一方で、不正な行為はきちんと取り締まってもらいたいという意見が出るなど、まだ論議が深まっていない状況であり、こういった整理をしていただいて、それで意見交換の場をつくってもらったということは、非常に有意義な場でした。

今回、こういった形で中間とりまとめということで一度まとめていただいて、これをたたき台として、産業界で持ち帰って議論するという段階だと思いますので、これからまとめていただいたものをもとに論議をしていきたい、そういう段階との認識でございます。

ここで整理させていただきたいのは、本委員会での論点は大きく2つに分かれていて、前回、不競法の改正のところからの宿題事項であります推定規定の拡大、このところはこのデータの論議からは別物として扱い、その推定規定を広げるのにはどういう事例があるか、物の生産以外でどのような事例があるのかという点を、またアンケートやヒアリング等でご検討いただければと思います。

前段のデータをどう守っていくかという点については、これはこのたたき台をもとに今後論議していきたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○岡村委員長 ありがとうございます。大体いかがでしょうか。ほかに意見がもしありましたら。はい、では相澤委員。

○相澤委員 グローバル化ということの中で、日本国外で行われた行為をどうするかを、これからの検討においてご留意いただければと思います。

○岡村委員長 大変貴重なご意見だと存じます。大水委員。

○大水委員 まさしく池村さんもおっしゃったところなのですから、幾ら制度をつ

くっても、やはり産業界としては社会的なコンセンサスとそれがマッチしているということでないとなかなか動きにくい、あるいは活用しにくいということがありまして、今回の中間とりまとめが、内部だけではなく、世の中での議論のたたき台として使われて、コンセンサスの醸成につながっていくことを期待したいと考えております。

その中で、特に、外もそうですけれども、実際に事業をやる人にとってのガイドラインというか指針のような形で、どういうことをやればどのように何が守られるのかというようなところがクリアになり、事業活動をやりやすくなるということを期待しております。

○岡村委員長　ありがとうございました。ほかに特にこれだけはいっておきたいというような。では、林委員。

○林委員　5条の2の推定規定についての政令の関係なのですが、51ページにありますとおり、引き続き議論を行っていくということでございますので、その際に、その51ページの上のほうなどにも範囲の特定の必要性というところが書き込まれておりますが、やはり5条の2を設けたときの精神、被告による関連事業というのを限定したのは、反証可能性の確保とか乱訴の防止、訴訟範囲の限定というところがあり、いわば証拠の偏在問題の解決策として、不正使用の蓋然性が経験則上高い場合に限定して立証責任を転換するという、非常に強力な手段を選択しているわけですので、その点を考えて範囲についてはこれから議論していきたいと思っております。

以上です。

○岡村委員長　貴重な意見ありがとうございました。大体意見が出そろったようなところですかね。では、まとめの意味も含めまして、事務局からいただけますでしょうか。

○諸永室長　先生方、ご意見ありがとうございます。そして、今日まさにいただいた部分、ちょっと復習させていただきますけれども、結構同じ部分に関してご意見をいただいたと思いますので、今後の方向性、修正といったところで確認をさせていただきます。

まず、大きく意見が出たところは、21ページ目の部分で幾つか出たと思っております。まず1つ目が、データ自体が単体なのか集合体かといったところは、ここの方向性を出すときもまだ両論併記というような形で、単体でも価値があるというお話もいただきましたし、集合体でないといけないというところ。そして一方で、矢口判事からも、単体でも価値があるかもしれないといったご意見をいただきましたので、両論併記というか、まだ限定せず、今後も引き続き検討していくというような書きぶりにしたいと思います。

そして、同様なところが、その下の電子データのところに関しても、基本、何でこのタ

イミシングで議論するのは、電子データがきっかけではあるのですが、久留さんからもいただきましたように、紙でも価値があるものはあるといったところなので、ここも今日の時点では限定せず、念頭にではあるのですが、限定はしないような形にしていきたいというのが21ページ目でございます。

ページの部分でいきますと、27ページ目の上の部分に関して、公知データのところで、これは大水委員、相澤委員からいただいたところで、こちらのほうも、これだけをもって公知ではなくて、集め方といったところがありますので、ここは大水委員にもご確認させていただきながら、両論併記で意見を出していきたいと思っております。

続きまして、36ページ、こちらにも技術的制限手段を無効化した上で利用というような、表現としてはもともとあった無効化するだけではないといったところではあるのですが、こちらでも個人の行為がみたいなところもあり、それを営業というのか、業としてというのかは別として、個人の行為がいきなり当たらないようにといったご意見を野口委員、相澤委員からいただきましたので、こちらも何かそのようなニュアンスがわかるように加筆したいと思っております。

その他の部分はコメントだったと思っておりますので、引き続き検討といったところで受けさせていただきたいと思っております。大きな修正は今申し上げたところかと思っておりますけれども、足りない部分等ございましたら、よろしくお願ひします。

○岡村委員長 ありがとうございます。中間とりまとめでありますので、登山でいうとまだ半分登ったか、登り切らないかというような状態であろうかとは存じます。そうした中で方向性につきましては、第四次産業革命を視野に入れた不正競争防止法に関する検討ということで開始して以降、さまざまな意見をいただいて、ご活発な議論の中で、今おまとめにもありましたとおり、方向性についてはおおむね一定の合意が得られた、あるいは併記すべき部分は併記をするというような形になろうかと思っております。

ということで、本日委員の皆様からいただきましたご意見につきまして、事務局におきまして整理いただいて、報告書に反映していただくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。ここからの修正作業につきましては、座長である私にご一任いただいて、その後、修正結果について、委員の皆様にご報告をするという形で進めさせていただきたく存じますけれども、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。そうしましたら、ここからの修正は座長である私のほうでとり

まとめをさせていただきたく存じます。

予定より若干早い時間ではございますが、それでは、本日の議事は終了となりますが、最後に中石審議官より一言いただけましたらと存じます。よろしく願いいたします。

○中石審議官 昨年12月から合計6回、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、またいろいろなご意見、アンケートにお答えいただきまして、大変ありがとうございます。貴重なご意見をいただきまして、毎回、こういう観点もあるのだ、こういう議論もあるのだというのを感じしながら伺いました。

ご案内のとおり、アベノミクスの成長戦略では、主要アジェンダとして、第四次産業革命というのを進めております。また、先日、世耕大臣から、さらにアイデアを具体化するものとして、目指す産業の姿として、コネクテッドインダストリーというものも提唱を始めました。このコネクテッドにおきましては、皆さんご案内のとおり、データの取得、収集、利活用、流通といったものがまさに肝になるわけです。

現在、経済産業省では、新産業構造ビジョンをつくっております。最終とりまとめに入っておりますが、その中では競争と協調というコンセプトの中で、さまざまな主要分野でのインフラづくりと、それから共通するようなルールづくりをしていこうということで進めているところであります。

本日もご議論いただきまして改めて感じましたけれども、やはり保護と活用のバランスをいかにどうとっていくのかということ、それからまた、私ども産業政策を担っている者でありますので、投資に見合った適正な対価がいかに得られるようにするかということで、制度設計をしっかりとやっていきたいと思っております。

本日のとりまとめ、今日も来ておりますけれども、内閣におきましては知財事務局の知財計画にも盛り込みまして、また成長戦略にもこの内容を盛り込んでまいりたいと思っております。

それと、少し予告編になりますが、本日もご議論ありましたように、今回のデータ利活用については営業秘密とは違う切り口という形になってまいりまして、やはりこれまでの議論とはちょっと変えていかなければいけないと思っております。その中では、この小委員会の名称が、営業秘密ではもうカバーし切れないなと思っております、恐らく今後、名称変更することになるかと思っておりますので、予告編でございます。

いずれにしても、先ほど委員長のほうからもお話ありましたように、登山で今半分、中間とりまとめできましたので、残り半分頑張っていきたいと思っておりますけれども、やはり

この世界、刻一刻と新しい状況、技術的な前提もありますし、さまざまなことが起きてまいります。夏以降も精力的に議論を続けてまいりますけれども、さまざまなことで瞬間瞬間、またご協力をいただいたり、お話を伺ったりすると思いますので、よろしく願いいたします。引き続きご協力をお願いします。

以上でございます。ありがとうございました。

○岡村委員長　中石審議官、ありがとうございました。私個人といたしましても、今、審議官がおっしゃったことに全面的に同じことを感じさせていただいております。何しろ本当に登山というのはここからが正念場ではなかろうかと存じますので、ひとつまたおつき合いをいただければと存じます。

最後に、事務局から連絡事項等ございましたら、よろしく願いいたします。

○諸永室長　これまで、昨年12月より6回の議論をさせていただきましたけれども、ご協力いただきましてありがとうございました。

先ほど末吉先生からもいただいたように、この議論、とても難しいなといったところを我々自身も感じていますし、一方で、何かやれというニーズがすごく高いといったところもひしひしと日に日に感じているところでございますけれども、やはりこういったところでこんな議論をしているのだというのをある程度みせていくと、さまざまな意見が集まりやすくもなっていますので、ぜひ今後とも各産業界の方々からのご意見などもいただきながら、そして、多分これは今まで何とか業界だったところが、その業界においても攻めと守りみたいな立場がいろいろ新しい分野でありますので、変わってくるころだと思しますので、ぜひスピード感をもって我々対応したいと思いますので、引き続きご検討におつき合いいただければと思っています。

そして、今後でございますけれども、今日一旦このような形で締めさせていただきますが、また新しい形で検討を進めてまいりますので、引き続き委員の方々にはご協力のほうをよろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○岡村委員長　それでは、次回から名称変更なるのではなかろうかという予告もいただきましたけれども、第11回の検討会をこれにて閉会させていただきます。大変ありがとうございました。

——了——